

業務手当規程

第1条【目的】

本章の規定は、役員・委員等が本協会業務に携わったときの業務手当を定める。
ただし、委員会業務を含まないものとする。

第2条【事前許可】

本協会の業務を有給で行う場合は、事前に専務理事又は事務局長の許可を得ることとする。

第3条【手当額】

業務手当の金額は時給 1,000 円とし、下限 2,000 円、5,000 円を上限とし、源泉税の対象とする。（源泉税は別）交通費は、本協会規程に基づき別途支給する。

第4条【場所】

業務に携わる場所は、本協会が指定する場所を原則とするが、それ以外で業務に携わるときは専務理事に届け出る。

第5条【支給日】

後日、振込か現金支給とする。

第6条【除外】

競技会または、講習会等で日当が支払われる場合は、業務手当は支給しない。

附則 この規程は、令和 7 年 3 月 13 日から施行するものとする。